

京田辺市監査公表第2号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和8年3月13日

京田辺市監査委員 瀧山茂樹

京田辺市監査委員 長田和也

## 定期監査等の結果に関する報告について

### 第1 監査の概要

令和7年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり実施した。

#### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の対象

市民部所管の令和6年度財務に関する事務の執行及び事業の管理

#### 3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び事業の管理について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを確認した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

#### 「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。
- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。
- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。

- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 切手等の使用や保管が適切に行われているか、また郵便物を発送する際の誤発送の防止対策等が行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理体制は適正になされているか。
- (10) 物品購入や修繕等財務に関する事務が適正に行われているか、また出納保管が適切に行われているか。
- (11) 証明書等発行手続が適切に行われているか、また手数料の徴収・入金事務等が適切に行われているか。
- (12) 補助金や助成金等について交付要綱等に基づき適正に執行されているか。
- (13) 調定や徴収等の収入に関する事務が適正に行われているか、また債権管理事務が適切に行われているか。
- (14) 公の施設の管理について、指定管理者による適切な運営がなされているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局に関係資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を所属に照会の上、回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を実施した。

#### 5 監査の実施場所及び日程

##### (1) 監査の実施場所

市役所庁舎監査委員事務局

##### (2) 監査の日程（実施期間）

令和7年10月1日から令和8年3月11日まで

## 第2 監査の結果

監査基準第23条の規定により、監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

## 1 監査の結果に関する報告

### (1) 総括的事項

監査の結果、監査等の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われていた。

しかし、所属別に、収入事務や財務事務手続において一部不適切なものが見受けられた。

これらのことから、次の所属別事項について、市民部内において周知徹底の上、適正な事務執行を行われたい。

### (2) 所属別事項

#### 市民部

#### ① 市民参画課

- a 予算の支出において、歳出予算科目の一部不適切なものが見受けられたことから、業務内容に即した予算科目による契約事務等、適切な支出事務を行われたい。
- b 入札保証金及び契約保証金の取扱いや入札事務、契約関係書類作成事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- c 補助金交付事務において、審査事務や補助金の額の確定事務に一部不備が見受けられたことから、適正な補助金交付事務を行われたい。

#### ② 税務課

- a 予算の支出において、歳出予算科目の一部不適切なものが見受けられたことから、適切な予算科目からの執行に留意されたい。

#### ③ 国保医療課

- a 国民健康保険特別会計における収入未済金の調定処理について、調定すべき時期に事務処理がなされておらず、一部不適切な事務処理が見受けられたことから、適切に事務処理を行われたい。
- b 手数料に係る支払事務において、支払方法に不適切なものが見受けられ

たことから、適切な事務処理を行われたい。

④ 市民年金課

- a 指定納付受託者の指定や告示に係る事務について、一部に不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

⑤ 人権啓発推進課

特に指摘すべき事項等はない。

⑥ 文化・スポーツ振興課

- a 使用料に係る収入事務について、徴収や収納、債権管理事務に関する理解が不十分なものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。
- b 報酬の支出事務について、支出負担行為何や支出の時期に一部不適切なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- c 補助金交付に係る概算払の処理において、所定の様式による支出手続がなされていないものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。また、市民との共働のまちづくりをより推進する観点から、補助金のあり方に細心の注意を払い、適切に運用されたい。

⑦ 市民政策推進室

特に指摘すべき事項等はない。

2 監査の結果に関する報告に添える意見

- (1) 徴収や収納、債権管理に係る収入事務について、不適切なものが一部見受けられた。職員一人一人が収入に係る財務事務に関する理解を深め、適正かつ効率的な財務事務や債権管理に取り組まれない。
- (2) 法令や条例、規則等に基づいた事務執行は、行政運営の基本であり、関係例規等の整備は重要である。所管の例規はもとより、会計規則など事務執行の根幹となる例規を中心に、全庁的に法令・規則の理解の徹底を図るとともに、必

要に応じて速やかな改正等を行うなど、整備を進められたい。また、個人情報の取扱いについても、個人情報保護法等に基づき、適正に事務を行われたい。

3 監査の結果に関する報告に係る勧告

勧告すべき事項はない。